

このたび、熊本県内のバス事業者の御協力を得て、精神障がい者の皆様にも熊本県内のバス・電車の運賃割引制度が適用されることになりました。

～ 外出の際は、できるだけバス・電車を利用しましょう！ ～

1 対象者

写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（本人のみ）です。
写真が貼付されていない手帳では、割引を受けられません。

2 適用されるバス・電車

次のバスと電車に適用されます。

○産交バス	○熊本市営バス・電車	○熊本電鉄バス・電車
○熊本バス	○熊本都市バス	

- ・ 熊本～人吉線『高速バスひとよし号』及び一部コミュニティバスでは適用されません。
- ・ 高速バスは対象外となります。

3 割引運賃

運賃が半額になります。（ただし、定期券は3割引になります。）

- ・ バス共通カードを利用する場合も割引が適用されます。
- ・ 小児運賃が適用される方で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、小児運賃が半額となります。
- ・ 割引の計算は、普通運賃の2分の1で、10円単位に四捨五入します。

4 利用方法

運賃支払の際に、精神障害者保健福祉手帳の写真が貼付されたページを開いて、乗務員に呈示してください。

バス共通カードをご利用になる場合は、運賃支払いの際に、事前に乗務員に申し出てください。

5 運用開始予定

平成21年4月1日（水）

6 お問い合わせ先、電話番号

熊本県障がい者支援総室	096-333-2234（精神保健福祉班）
産交バス	096-325-0100（産交バスサービスセンター）
熊本市営バス・電車	096-361-5263（自動車課）、361-5241（電車課）
熊本電鉄バス・電車	096-343-3023（乗合課）、343-2552（鉄道課）
熊本バス	096-370-8215（管理課）
熊本都市バス	096-312-5077（営業本部）